

放射線審議会の設置について

平成25年12月18日

原子力規制庁

1. 放射線審議会の所掌事務

- (1) 放射線審議会は、根拠法である放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、関係行政機関からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされている。なお、ここでいう技術的基準は法令（法律、政令、省令、法律・政令・省令に委任された告示）を対象にしている。
- (2) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、放射線審議会は法施行型審議会に位置づけられ、法律により審議会への必要的付議が定められている事項のみを審議事項とすることとされた※。
※ 平成11年の法改正により、所掌事務から「調査審議」が削除された。
なお、その後も、将来の諮問に備え考え方の整理を行うため調査・検討を行い、その結果を公表した例がある。

2. 諮問・答申の流れ

- (1) 関係行政機関から放射線審議会に諮問された際、原子力規制庁は原子力規制委員会に諮問案件を報告する。
- (2) 放射線審議会で議決された答申は、議決後、原子力規制庁から原子力規制委員会に報告する。
- (3) 透明性の確保・会議の公開については、原子力規制委員会の方針を踏まえ、放射線審議会会長が別途定める。

3. 委員の任命

「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が任命する。

○国家行政組織法（一部抜粋）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

○原子力規制委員会設置法（一部抜粋）

（所掌事務）

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 五 放射線による障害の防止に関すること。

（審議会等）

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会
核燃料安全専門審査会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

放射線審議会
独立行政法人評価委員会

（放射線審議会）

第二十条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（一部抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

（基本方針）

第三条 放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。

（放射線審議会の設置）

第四条 原子力規制委員会に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（参考：平成 11 年法改正前の規定）

第五条 審議会は、次の事項を調査審議する。

- 一 放射線障害の防止に関する技術的基準に関すること。
 - 二 自然に賦存する放射性物質から発生する放射線、核爆発に伴う放射性生成物から発生する放射線等の線量及びこれらを発生する物の放射性物質量の測定方法に関すること。
- 2 審議会は、前項の事項に関し、関係行政機関の長の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（審議会への諮問）

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

（審議会の組織）

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、二年とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第九条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

○放射線審議会令（一部抜粋）

（専門委員）

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第二条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（議事）

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第四条 審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（雑則）

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

○審議会等の整理合理化に関する基本的計画（一部抜粋）

「基本的政策型審議会」とは、行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいい、「法施行型審議会」とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう。

1. 府省再編時において存置する審議会等（72審議会等。名称は現行のもの。

（）内は中央省庁等改革関連法律案等にて名称を変更予定の審議会等の新名称案。）

（1）基本的政策型審議会（22審議会等）

電気通信審議会、消防審議会、法制審議会、海外移住審議会、財政制度審議会（財政制度等審議会）、外国為替等審議会（関税・外国為替等審議会）、航空・電子等技術審議会（科学技術・学術審議会）、中央教育審議会、文化財保護審議会（文化審議会）、公衆衛生審議会（厚生科学審議会）、中央社会福祉審議会（社会保障審議会）、中央労働基準審議会（労働政策審議会）、農政審議会（食料・農業・農村政策審議会）、林政審議会、沿岸漁業等振興審議会、産業構造審議会、総合エネルギー調査会（総合資源エネルギー調査会）、中小企業政策審議会、国土審議会、運輸政策審議会（交通政策審議会）、都市計画中央審議会（社会資本整備審議会）、中央環境審議会

（2）法施行型審議会（42審議会等）

恩給審査会、統計審議会、地方財政審議会、郵政審議会、電波監理審議会、検察官適格審査会、中央更生保護審査会、検察官特別考試審査会、公証人審査会、外務人事審議会、関税等不服審査会、税理士審査会（国税審議会）、宇宙開発委員会、放射線審議会、教科用図書検定調査審議会、大学設置・学校法人審議会、宗教法人審議会、原子爆弾被爆者医療審議会、医道審議会、中央薬事審議会（薬事・食品衛生審議会）、援護審査会、社会保険審査会、中央社会保険医療協議会、中央最低賃金審議会、労働保険審査会、農林漁業保険審査会、農業資材審議会、獣医事審議会、農林物資規格調査会、輸出入取引審議会、消費経済審議会、化学品審議会、計量行政審議会、工業所有権審議会、土地鑑定委員会、運輸審議会、航空事故調査委員会、国土開発幹線自動車道建設審議会（国土開発幹線自動車道建設会議）、中央建設業審議会、中央建設工事紛争審査会、中央建築士審査会、公害健康被害補償不服審査会

○最近の放射線審議会の答申

2012年02月16日

水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標の設定について（答申）

2012年02月16日

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件について（答申）

2011年12月22日

人事院規則10-13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）等の制定に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）

2011年12月13日

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

2011年12月13日

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）

2011年03月16日

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

2011年03月14日

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等に関する技術的基準について（答申）

2011年03月14日

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

2010年12月21日

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年11月16日

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年11月16日

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年11月16日

国際原子力機関放射性物質安全輸送規則（2009年版）の国内関係法令への取り入れにおける平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年11月16日

国際原子力機関放射性物質安全輸送規則（2009年版）の国内関係法令への取り入れにおける放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年11月16日

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年11月17日運輸省告示第585号）及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

2010年6月15日

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第14条の12第1項第2号の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準について（答申）

○放射線審議会の意見具申及び報告書

2011年1月28日

国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub.103）の国内制度等への取入れに係る審議状況について　－第二次中間報告－

2010年1月19日

国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub.103）の国内制度等への取入れに係る審議状況について　－中間報告－

2010年1月19日

放射性固体廃棄物埋設処分及びクリアランスに係る放射線防護に関する基本的考え方について

2006年4月20日

航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン

2003年10月（2004年7月修正）

自然放射性物質の規制免除について

2002年10月（2003年7月修正）

規制免除について

1999年4月

外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針

1998年6月

ICRP1990年勧告（Pub. 60）の国内制度への取入れについて（意見具申）

1990年2月

放射線審議会基本部会打合せ会（輸送）報告　－IAEA輸送規則（1985）の国内取入れに関する検討

1987年12月

放射性固体廃棄物の浅地中処分における規制除外線量について

1978年10月

放射性物質のいわゆる群別規制のあり方について（意見具申）

1966年3月

放射性廃棄物の海洋への処分について（意見具申）